

# 農村女性の生活改善普及事業の展開と意義 —アメリカと日本の比較—

呉 民錫

## はじめに

本稿は、国家の農村再建事業として施行されたアメリカと日本の協同農業普及事業<sup>(1)</sup>(以下、普及事業)を通じ、両国における生活改善普及事業の展開と意義、そして教育的特色を考察することを目的とする。

アメリカと日本における普及事業は、国家政策として実施された事業であったが、事業の普及啓蒙活動を通じ、農村女性の自主性・協同性を培養する契機となった。その結果、両事業は農村女性たちの参加と活動に根ざした協同的な学びの実現、いわば地域社会教育の原動力となった。

普及事業発足当時の状況を振り返ると、アメリカでは、1600年代初期から英国などからの移住が開始されていた。当時のアメリカ政府では、公有地の売り渡しを自由化することを目的に土地の無償政策を導入した。しかしながら、こうした土地政策は零細小規模農場を増加させることとなり、その結果として農村経済の疲弊化や家庭生活の窮乏化を余儀なくさせた。加えて、建国以来から問題視された労働力の不足や現金市場の未形成が、農村・農民・農業という三農問題を深化させていた。いわば、当時は農村・農民・農業に関する国家的な対策の実施が急務な時期であった。

こうした農村経済の情勢をうけ、アメリカの連邦政府は、州立大学を主軸として研究や教育と一緒に三農問題の深刻化を防ぎ、持続可能な農家生活を実現することを目的に普及事業を導入した。その際、連邦政府は、「より豊かな家庭生活」「より効率的な農業経営」「幸福な農村地域社会」の実現に不可欠な存在として、女性指導者の育成と「婦人グループ」の形成に力点を置いた。

一方、日本では、第2次世界大戦後、政治的・経済的・社会的不安が高まっていた。特に、食糧問題は深刻であり、戦後の荒廃からの復興には農業・農村の再建が必須であり、そのためには国家的な次元の活動が必要不可欠であった。特に、農家生活的側面においては、今まで農業経営の従属的な存在として扱ってきた「生活」に対し、国側は態度変化を示し始めた時期であった。

こうした国内の状況を開拓するため、日本政府は、アメリカの普及事業を下敷きにし、農村の民主化と自主的農民育成、「明るい農村」「豊かな農村」の形成を目指す普及事業を開始した。アメリカの普及事業と同様に、日本の普及事業でも教育的側面が強調され、女性指導者の育成や生活改善グループの形成など、人材育成に重点が置かれていた。

上記のようにアメリカ及び日本の普及事業は、国家の主導と計画による行政主体の事業と言えた。

また、自主的な農村女性の育成、農家の生活水準の改善及び向上、幸福な地域社会建設を目指す農村改革運動という点で共通していた。そして、女性の積極的な参加と活動に根ざした農村地域開発事業で、協同的な学びが実現された地域社会教育の特性があったと考えられる。最後に、両普及事業は国家の一方的な普及指導によって展開されたものではなく、地方政府や教育機関の相互連携をとって行われた。特に、教育的手法によって女性指導者の育成・女性グループの形成、いわば自主的な農村女性の育成を図った徹底的な教育的事業であった性格を持っていた。

アメリカと日本の普及事業に関する先行研究としては、佐藤寿一<sup>(2)</sup>や神戸正<sup>(3)</sup>の研究が挙げられる。しかし、これらの先行研究は、各国の普及事業の展開過程と組織構成に関する概略を示しているものの、両国における生活改善普及事業の意義・教育的特色についての比較研究はなされていない。

そこで本稿では、アメリカと日本における普及事業の発足背景とその特徴を踏まえながら、両国における生活改善普及事業の展開と意義について、自發的・自主的特性の観点から検討する。また、アメリカの普及事業の導入を通じ、日本の普及事業が実現させようとしたことを明らかにする。アメリカの普及事業を比較対象に選定した理由としては、同事業は日本の普及制度の原型となったものであった。そのため、日本の普及事業の固有性と普遍性を考察する際に多少異なる点はあるものの類似している点があり、事業発足の展開と意義において比較検討が可能<sup>(4)</sup>となることが挙げられる。

本稿の構成は、まず、アメリカと日本における普及事業の発足と意義について考察し、農村女性指導者の活動と役割について検討する。次に、アメリカと日本における普及事業を比較することで、両国の生活改善普及事業の類似点と相違点を明らかにする。

### 1－1. アメリカの普及事業の発足と意義

アメリカにおける普及事業（Cooperative Extension Service）は、18世紀後半から20世紀初頭かけて連邦法の変遷とともに変化してきた。特に、移民地における土地の低価格政策や小規模経営、加えて新開国以来から続く労力不足や現金市場の未形成が三農問題を深刻化させていた。その結果、アメリカは、農村経済の疲弊化や家庭生活の窮乏化を余儀なくされた。従って、アメリカの連邦政府は、こうした農村経済の危機を開拓するため、新たな農村再建政策が必要とされた。

アメリカの普及事業の前史として挙げられるのは、ジョージ・ワシントンと科学者のベンジャミン・フランクリンによって1785年フィラデルフィアにフィラデルフィア農業協会をはじめとしたマサチューセッツ州農事協会（1792）、ニューヨーク州農事協会（1824）、オハイオ州農事協会（1843）の各州の農事協会（Agricultural Society）の活動である<sup>(5)</sup>。これらの協会は、各地で講演や出版物の配布や巡回指導を行い、農業の改良・発達を目的とした。このように、アメリカの普及事業は、連邦政府の法的保護と経済的支援のもとで、発展したという特性を持っている。

その後、国家の積極的な支援をうけ、連邦政府は、普及事業を制度化する各種の法律を制定した。まず、連邦政府は、自営農民の育成を図ることを目的に、小規模経営農業者が新しい地域での土地所有を可能にするホーム・ステッド法（Homestead Act, 1862）を制定した。次に、1862年には連邦農

務省（Department of Agriculture）を設置し、モリル法（Morrill Act, 1862）を制定した。特に、ランドグラント大学（Land grant Colleges）<sup>(6)</sup>の創立を導いたモリル法は、農村指導者の育成事業にとって重要な意味を持っていた。即ち、高等教育から排除されてきた女性たちが、同法案の成立によって、カレッジ入学が可能となって普及事業の後継者として育まれるようになる意義を持っていた。そして、1887年に制定されたハッチ法（Hatch Act）によって、各州に技術試験場の設立や研究基金の造成事業が整備され、普及事業の物理的・財政的な基盤が構築された。特に、大学内における研究機関の創立をはじめ、研究成果に対する学生指導及び農民を対象とした普及教育を行うなど<sup>(7)</sup>、アメリカの普及事業の中核的役割を果たしてきた。

また、1914年には、普及事業発足の実質的な役割を果たしたスミス・レーバー法（Smith Lever Act）が制定された。同法案は、アメリカの普及事業制度の根幹を成したもので、普及事業に対する行財政による管理及び統制、連邦政府・州政府・郡政府、3者の連携による相互協力体制の構築を目指していた。加えて、同法案では、州立大学を中心に研究開発・人材教育・普及活動を行う三位一体体制の構築を進めていった。即ち、普及事業における州立大学における三位一体的な活動からも明らかなように、アメリカの普及制度は公的な教育機関の果たす役割が大きかったと言える。同法案の目標は、「農業と家政学に関する実用的な情報を普及させると同時に、最新の実験的発見や技術的助言や博識の国民育成を援助する農業や家庭管理の方法を地方の人々に与える」<sup>(8)</sup>ことであった。即ち、アメリカの普及制度は、研究機関・学生指導・普及教育という3本立てで展開された特性を持っており、教育事業として捉えられたと言える。

アメリカの生活改善普及事業は<sup>(9)</sup>、農村社会における女性の役割が早くから認められ、農村女性教育は農民学校と同様に古い歴史を持つ。初期のアメリカの女性教育としては、料理、裁縫、装身具の製作、バターやジャムの製造法、缶詰製法・家庭園芸など、生活技術教育が主に行われた。また、1870年代に入ると、各州立大学に家庭科学科（Domestic Science Departments）が正式に開講され、女性教育の必要性や重要性が認識されるようになった。

なお、このように教育事業の性格が強かった生活改善普及事業は、1917年に制定されたスミス・ヒューズ法（Smith Hughes Act）によって、事業と協同的な関係にあるべき商業・産業・家政学の分野において教育費用の支援が行われた<sup>(10)</sup>。これは、農村女性教育と関連している他領域まで視野を広げて行こうとした連邦政府の意図が伺える。こうして同事業は、1917年ごろには33州で約1,350個の家政学を学ぶ「女性クラブ」が発足され、約2万人が登録されるようになった<sup>(11)</sup>。

当初、アメリカの生活改善普及事業は、1913年米南部の黒人家庭を対象に行われた「料理法」「縫製法」「保健衛生」、いわば生活情報・技術教育の啓蒙活動が契機となって開始された<sup>(12)</sup>。その後、ピンクループ、教会の婦人会、読書会、婦人クラブという形で、農村女性たち自らが農家生活の向上や生活知識を深めることを目標とした。こうした生活改善普及事業は、「自立自営」「自力更生」「自己学習」の精神に立脚し、幸福な生活を目指した多様な生活改善事業が行われた。特に、女性が多くの時間を費やす場所である台所や仕事場の改善、健康管理のための食生活改善や栄養教育など、生活

の向上を図った事業が主を成した。

そして、同事業の機構については、各州立大学内に教導局を置き、その内部に農事改良課と青年課とともに生活改善課を設置した。また、生活改善の部門においては、研究組織が中央の国立試験所内に設置され、大学内に生活専門技術員や生活のステート・リーダーが置かれていた。

## 1－2. 生活改善普及員の活動と役割

前述したように、アメリカの生活改善普及事業は、州立大学を拠点とした研究活動・人材教育・普及教育の相互連携が中心となって行われた。そして、実際に同事業を普及指導した地区普及員は、連邦普及局や州の普及部の支持のもとで、普及啓蒙活動を行った。

アメリカの普及指導員は、大きく分けて普及事業の監督官（Director of Extension）<sup>(13)</sup>、普及専門技術員（Extension Specialist）<sup>(14)</sup>、地区普及員・郡専門員（County Agents・County Specialist）の3つに区分される。その中でも、地区普及員・郡専門員は、日本の生活改良普及員と同様に現場で活動を行った農村女性指導者であった。

こうした普及指導員は、農村女性の知識習得を促しただけではなく、女性自ら自主的な普及活動ができるよう指導的助言者としての役割も果たした。また、農村女性を対象とした生活知識の普及と科学的・実用的な新技術や農家経営の情報を提供するなど、より豊かな農家生活の実現を図った。加えて、普及指導員は農村地域社会の改善を目指し働きかけた。特に、普及指導員は放送・テレビ出演、資料配布などによる広報活動をはじめ、婦人クラブ、農場訪問、農民来訪、電話相談、普及成果の展示、地方指導者による会合、地方指導者の研修会など<sup>(15)</sup>の普及方式を利用して、農村女性の事業活動への参加を広げようとした。

ここで注目すべきは、自主参加型の婦人クラブである。それは、地区普及員が先導となって普及事業の有益かつ有用な生活の情報や知識の伝達だけではなく、クラブ活動による新しい顔ぶれとの交流の場として利用されるなど、メンバー同士の仲間意識の高揚や人間関係の形成を促進する拠点となつた。特に、クラブの指導者である地区普及員は、農村女性に対する一方的な指導や教育を行わず、女性自らが農家生活の向上ができるよう支援を惜しまなかった。即ち、地区普及員はクラブのメンバー全てが積極的に組織活動に参加し、個々人の生活だけを豊かにするのではなく、また貧しい人のために、メンバーではない人々のためにお互いに協力し合う環境づくりに務めた。

一方、地区普及員は、州立大学において家政学を専攻した卒業生が採用された<sup>(16)</sup>。そして、普及事業の実質的な役割を担ってきた連邦普及局・州の普及部・大学の3者は、「必要な人に望むことを教える、自力更生の手伝い」という精神に基づいて、普及員の資質向上を図った。もちろん、普及員は大学卒業者を対象としたため、職務の遂行に必要とされる才能や可能性を十分持っていた。しかし、普及事業の新たな専門的知識や技術の伝達・指導が重視されるにつれ、普及員の養成・訓練が必要とされた。まず、普及員として求められるのは、普及事業に相応しいリーダーシップと経験であった。即ち、普及員は農家生活に有益な技術や情報を提供・指導する経験豊かな農村教育者としての役割だ

けではなく、事業推進において農村女性個々人との円満な人間関係や人付き合いを通じた資質が要求された。次に、州立大学ではこうした資質を備えた農民指導者を育成するための普及課程を設け、新たな普及知識や情報を習得させようとした。アメリカでは<sup>(17)</sup>これを短期研修（In-service Training）と呼び、普及員になるためには普及教育コースを受講するように義務付けられていた。特に、より基礎的・本格的な普及員の研修のため、夏季学級（Summer School）が設置され、2ヶ月間のコースで大学課程の修了者と同等な資格が与えられた。また、専門的な知識・技術を習得する場合は、大学院コースが設置され、修士課程や博士課程への道が開かれていた。その教育内容については<sup>(18)</sup>、家政に関する専門の知識や技術、普及事業の組織や運営や活動の多岐にわたって行われた。たとえば、「食物と栄養」「家族と資産の管理」「家族生活の教育」「家と家庭環境」「家族の健康と安全」「織物と衣類」という6部門を中心とした普及教育が行われた。

このようにアメリカの生活改善普及事業は、普及員の研修教育と密接に連携をとりながら事業の輪を広げようとした。しかし、区域普及員の人数が農業普及員に比して少なかった問題点もあり、地域ボランティアによって支えられてきた地域社会教育の特徴を持っていた。

## 2－1. 日本の生活改善普及事業の発足と意義

日本における普及事業は、明治新政府の観農政策に基づく農業技術の普及や巡回指導、農民の自発的な生活改善活動に端を発している。その中でも、農村女性が中心となった最初の生活改善事業としては、1914年島根県八束郡熊野村の矢谷部落で、12戸の農家女性たちが台所改善を目的に組織した頼母子講が著名である<sup>(19)</sup>。この実践は、農村女性の自生的なグループ活動による最初の村づくり事業であった点に意義がある。

終戦後、農政当局が指導農場の新設を構想するが、連合軍総司令部（GHQ）は、指導方法が一方的で農民の自主性が欠如しているとし、指導農場事業に反対し、その計画は頓挫した。連合軍総司令部（GHQ）は、指導農場の構想を破棄する代わりに、天然資源局（SCAP）の農業課研究普及班長のリンゼー・A・ブラウン作成による「農業研究及び指導の国家的誘導整合及び助成のための法律案」を提示した。そして1948年7月、農業改良助長法案及び農業改良局設置法案が両院で可決されるに至った。同年8月「ブラウン案」<sup>(20)</sup>を引き継いだ「農業改良助長法」（1948）が施行され、これが生活改善の普及と研究の基本方針となつた<sup>(21)</sup>。

1948年に発足した新普及制度の特色は、大きく分けて3つがある。まず、第1は農村経済の民主的再建と自作農民の育成という米占領政策の影響をうけながら、アメリカの普及事業の教育的手法を範としている点である。第2は、普及職員が中立的な土地下付大学の郊外教育者として農民が求める技術、知識の要請に応えるという、いわば下から上への流れをモデルとしている点である。第3は、同制度は普及事業の1つの役割を担う事業として、つまり農林水産省と都道府県の協同支援組織である点が特徴であった。

このように日本の生活改善普及事業は、連合軍総司令部（GHQ）の農村民主化政策の一環として

発足したものであった。そして、アメリカの普及事業の根本趣旨を鑑みると、両国における事業目標の類似点は一目瞭然であった。即ち、アメリカの普及制度の根幹を成したスミス・レーバー法の事業趣旨を見ると、「In order to aid in diffusing among the people of the United States useful and practical information on subjects relating to agriculture and home economics」<sup>(22)</sup>で、日本の普及事業の目標であった「農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用する－中略－農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資する」（農業改良助長法、1948）<sup>(23)</sup>と相通ずると言える。つまり、アメリカの事業を原型とした日本の普及事業は農村の民主化事業で、農民の自主性の育成を最大の目標とする指導啓蒙事業であったと言えよう。また、戦前の生活改善運動と異なり、戦後の普及事業は上からの一方的な指示・指導から農民が自主的に考え、自ら経営できる農民を育成するシステムへの転換を意味していた。

普及事業の推進機関については、農業改良局（1948）を先導とした庶務課、技術研究部、経済研究部、普及部という一課三部の体制となっていた。その中でも、普及課・展示課・生活改善課からなる普及部内の生活改善課は、「旧来の封建的因襲と、婦人の社会的地位、生活並びに労働時間に関する偏見との障壁を強く克服」<sup>(24)</sup>に努めた。そして、農業改良局の事業推進においては「生活改善に関する懇談会」（1948）<sup>(25)</sup>の開催を通じ、農村女性の教育活動に拍車がかけられた。

当初、生活改善普及事業の活動<sup>(26)</sup>は「印刷物の作成配布」、「ラジオによる広報宣伝」、「映画・幻灯の作成配布」、「展示会・共進会の開催及び褒賞の授与」、講習会・研究会・協議会など、普及事業の啓蒙・宣伝の強化から始まった。また、農村における生活改善の中心人物の養成事業や普及員の養成・再教育など、女性人材の育成事業に重点を置いていた。そして、生活改善に関する試験及び研究の機会を設け、農家生活に実用的な知識を提供するとともに、技術習得を支援しようとした。

特に、事業発足当初、普及事業の活動では生活改良普及員が先頭になり、主として濃密指導地区の巡回指導及び展示に加えて生活改善グループを対象とした指導が行われた。また、普及事業の教育活動は不特定多数の農村女性を対象とし、講習会・座談会・展示会など、要望に応じた啓蒙活動という方式がとられた<sup>(27)</sup>。そして、これらの会合を媒介とした普及活動は女性の地域社会活動を促進させただけではなく、円満な対人関係の構築や自主的な会の運営方式の提案など、自ら考え、自ら学び、自ら実行する生活態度や意識向上に刺激を与えた意義を持っていた。

しかしながら、こうした普及教育の活動方式（1948～1950）は、男性中心の農業改良普及事業にそって展開されたものであり、女性中心の生活改善普及事業に対する政府の認識不足と、農村女性事業に対する制度整備の未熟さを伺うことができる。即ち、巡回指導方式による普及活動では少数の普及職員と不特定多数の農村女性という、教育者と被教育者の数的不均衡<sup>(28)</sup>に関する啓蒙活動が行われた。また、男女普及員が担当した村落の規模<sup>(29)</sup>を比較してみても、生活改善事業の問題点については注意が払われていなかったと言えよう。その結果、普及教育の成果は期待に届かず、1951年を境に事業方式への反省及び転換の動きが見られ始めた。特に、同年からは生活改善事業の予算案が編成され、女性普及員に対する独立的な事業活動や支援が行われるなど、国家的次元で普及事業対策が

講じられた。しかし、上述したような過程で変遷してきた生活改善普及事業は、農村後継者の減少、教育・生活・文化水準の上昇に平行して展開してきたが、現在でも普及事業に顕著な変更点は加えられていないのが実状である。

## 2-2. 生活改善普及員の活動と役割

前述のように、日本の生活改善普及事業は、アメリカの普及事業を範とした農村民主化事業で、自主的な農民育成を目標とした教育事業であった。そして、同事業の方針は、國家の農政や都道府県の協同支援組織のもとで、「農民の意志を無視した改善を進めるものではなく、明らかに農家にとって有益かつ実用的な知識・技術を導入できるよう各種の適切な手段措置を講じ、普及の徹底を期するものとする」(生活改善普及事業の強化に関する件、1948)<sup>(30)</sup>というものであった。

ここで注目すべきは、生活改善事業において知識・技術の普及を指導した生活改良普及員の存在である。彼らは、衣食住の問題をはじめとした家庭生活や育児の問題など、農家の家庭生活全般にわたって改善・向上を目指すと同時に女性の地位向上、農村民主化に寄与する普及活動を行った。

日本の生活関係普及員は、専門技術員と生活改良普及員の2つに分けることができる。まず、専門技術員は、生活改良普及員に対する教育訓練の計画案の作成や指導や助言、定期的に講習会を行うなど、生活改良普及員が効果的に普及活動ができるように各専門分野から支援した。次に、生活改良普及員は普及事業の内容についての啓蒙活動やグループの育成を行う、いわば現場の教育者であり、農家生活の向上に役立つ知識や技術を指導した。

特に、後者の生活改良普及員は、農村女性の意識の啓発や「よりよい農家生活への当面目標」<sup>(31)</sup>を定め、農家の家庭生活の問題を克服・改善しようとした。また、農村女性の自生的集団であった生活改善グループを育成し、これを普及活動の足場として活用するとともに地域活性化につなげようと努めた。即ち、普及員の援助・指導の下でグループ活動を繰り返しているうちに、熱心な女性たちは積極的に集まるようになり、相互間の仲間意識や社会性が育まれただけではなく、新たな人間関係の形成や連帯関係を構築する契機となった。また、グループへの関心や参加意識が向上することによって、グループの運営が協同的かつ計画的なものへと変化していった。そして、農家生活の改善・向上を目的とした家計簿の付け方や台所設計などの普及教育を通じ、様々な生活問題について共同研究が実施されるようになっていった。女性の自発的な参加に根ざしたグループ活動は、交流の促進や協同的関係の形成・発展を先導し、農村地域社会の活性化を導く意義を持っていた。

つまり、グループ活動の指導者であった生活改良普及員は、「グループ研究会」に参加した女性たちの相互作用に刺激を与え<sup>(32)</sup>、従来では得られなかつた実践的な知識と技術を身につけさせ、自己成長や自己教育の機会を提供する役割を果たした。

また、生活改良普及員は、農家生活に関する諸問題について農民とともに考え、農民自ら生活改善を実践することができるように働きかけた。このため、普及員は専門的な知識やリーダーシップという資質が求められ、普及員の養成と再教育を目的とした「農業講習所」(1952)が各都道府県に設置

されるようになった。さらに、農林水産省と各都道府県を主体とした普及員の教育が全国的な規模で施行されるようになるなど、高度な技術・知識を持った普及員の育成が本格化した。

まず、農林水産省は「生活改良普及員ブロック研修会」(1949)と「生活改良普及員長期講習会」(1952)を推進し、今後の普及活動に有用な情報の交換や生活技術の普及を図ろうとした。次に、各都道府県では、生活改善専門技術員が生活改良普及員を対象とした「グループ研修」と「個別研修」を行い、普及活動上の課題である普及技術や生活技術の問題を支援しようとした。

このように、普及員教育は中央政府と地方政府の協同的な二重体制の下で行われたが、これは普及教育事業の主体が行政機関の意図によって左右されることを意味し、普及事業の独立性という面では課題を有していたと言えよう。即ち、農民自ら考え、自ら実践するという自主的な農民育成を目標とした普及事業の根本趣旨と異なり、国家の行政の方針や課題に沿って進められる、いわば農政浸透の一環として利用される可能性があると考えられる。

### 3. アメリカと日本における普及事業の比較

上述のように、アメリカの生活改善普及事業は州立大学を拠点とした徹底的な教育事業で、連邦政府・州政府・郡政府、3者の連携による相互協力体制によって展開された。特に、協会活動を前史とした普及制度の特色は、連邦政府の法的保護と経済的支援のもとで、その基本体制が確立・発展してきた。また、「自立自営」「自力更生」「自己学習」の精神に立脚し、個々人の農家生活の向上だけではなく、地域社会全体の充実を目標とした福祉事業であった。

一方、日本の生活改善普及事業はアメリカの普及事業を範としたもので、国と都道府県の連携体制によって開始された。特に、戦前の生活改善運動と異なって、上から一方的な指示・指導から農民が自主的に考え、自ら実践できる農民を育成するシステムへと転換した意義を持っていた。

まず、両国における普及事業の類似点については、自主的・自立的な農民を育成するための女性教育事業であり、農家生活の向上・改善を図った農村再建事業であった。また、両事業は、農村女性たちの参加と活動に根ざした協同的な学びの実現を目指す地域社会教育という意義を持っていた。そして、両事業ともに生活改良普及員の啓蒙普及活動という教育的手法のもとで事業が行われた共通点が見られた。それは、農村女性の自生集団であった生活改善グループにおける普及員の教育的役割から伺うことができる。加えて、両事業は、啓蒙宣伝事業を軸とした普及事業の展開方式や、国家の行政的参加によって進められた点に類似点を持っていた。

次に、両国における生活改善普及事業の相違点については、アメリカの普及事業は生活改良普及員だけではなく、地域ボランティアの支援に基づく住民参加型の事業であった。また、農村地域社会に根ざした協同的社会教育であった。即ち、両事業は、国民の理解を得ており都市生活者、老人、男女青少年などにかかわるなど、生涯教育事業として展開・発展してきた。他方、日本の普及事業は、主に農村女性の自主的な普及活動によって行われており、アメリカのように全地域住民の参加・支援によって支えられていたとは言えない。つまり、日本の普及事業は国と都道府県が協議し定めた方針に

そって運営する行政一体事業の性格が強く、地域社会教育の対象が農村女性に偏る傾向が見られた。

### おわりに

本研究の目的は、国家の農村再建事業として施行されたアメリカと日本の普及事業を通じ、両国における生活改善普及事業の展開と意義、そして教育的特色を考察することであった。

まず、アメリカの普及事業は、農事協会の活動が前史となって連邦政府の法的保護と経済的支援のもとで、発展したという特性を持っている。その中でも、普及事業の根幹を成したスミス・レーバー法案は、普及制度に対する行財政による管理及び統制、連邦政府・州政府・郡政府、三者の連携による相互協力体系の構築を目指した。特に、アメリカの普及事業は州立大学を拠点とし、研究開発・人材教育・普及活動が緊密に連携して行われた三位一体の制度で、高等教育事業（家政学）の一環として行われた特質を持っていた。また、同事業は、地域ボランティアによって支えられてきた地域社会教育の性格を持っていた。さらに、同法案の理念から読み取られるように同事業は、農村女性を対象とした成人教育の一環として生活改善普及事業を促進させる教育的意義を持っていた。

こうしたアメリカの普及事業は、地区普及員が州立大学を拠点とした自己教育・自己研究・普及教育という3者の教育的な活動を通じ、豊かな農家生活を確立させようとした。このように地区普及員は、科学的・実用的な新技術や農家経営のための情報提供、生活知識の習得を促すだけではなく、女性による自主的な普及活動の実現を可能とする指導的助言者としての役割を果たした。そして、グループのメンバー全てが積極的に組織活動に参加することで、個々人の生活の向上だけではなく、貧しい人、メンバーではない人々の生活向上のためにお互いに協力し合う環境づくりに務めた。地区普及員は、ひいては農村住民だけではなく、都市生活者や老人や低所得者など、「だれでも、どこでも」学ぶことができるよう、農村地域社会における生涯学習の支援者の役割を果たした。

次に、日本の普及事業は、連合軍総司令部（GHQ）の農村民主化政策の一環として発足したもので、農民の自主性の育成を最大の目標とする指導啓蒙事業であったと言えよう。また、戦前の生活改善運動と異なり、一方的な指示・指導などの精神運動的な側面から農民が自主的に考え、自ら経営できる農民を育成するシステムへと転換した意義を持っていた。こうした新普及制度の特色は、2つがあり、1つはアメリカの普及事業を範としている点、もう1つは、いわば下から上への流れをモデルとしている点である。また、農林水産省と都道府県の協同支援組織である点が特徴であった。特に、事業発足当初、普及事業の活動方式は生活改良普及員が先頭になり、主として濃密指導地区の巡回指導や生活改善グループを対象とした指導が行われた。また、普及事業の教育活動は不特定多数の農村女性を対象とし、講習会・座談会・展示会など、要望に応じた啓蒙活動という方式がとられた。そして、これらの会合を媒介とした普及活動は女性の地域社会活動を促進させただけではなく、円満な対人関係の構築や自主的な会の運営方式の提案など、自ら考え、自ら学び、自ら実行する生活態度や意識向上に刺激を与えた意義を持っていた。

生活改善事業の知識・技術を普及指導した生活改良普及員は、衣食住の問題をはじめとした家庭生

活や育児の問題など、農家の家庭生活全般の改善・向上を目指すと同時に、女性の地位向上、農村民主化に寄与する普及活動を行った。また、農村女性の自生的集団であった生活改善グループを育成し、これを普及活動の足場として活用するとともに地域活性化につなげようと努めた。即ち、グループ活動の教育者であり、媒体者とも言えた生活改良普及員は、「グループ研究会」に参加した女性たちの相互作用に刺激を与え、女性たちに個人として得られない実践的な知識と技術を習得させ、自己成長や自己教育活動の機会を提供するという役割を果たした。

以上のように、自主的な農村女性の育成の視点からみた生活改善普及事業の特徴を検討すると、両国の事業は行政と一体化した農村再建事業であり、女性指導者が主導になって展開された。特に、両事業の「婦人グループ」は、農政の一環として女性に奨励されたものであった。しかし、次第に熱心な女性たちによって自発的に結成されるようになり、協同的な学びの実現を目指す地域社会教育の原動力となった。

結論としては、アメリカにおける生活改善普及事業は、州立大学を拠点として研究開発や人材育成や普及教育と一体となって展開された農村女性教育事業であった。その事業実行に当たった地区普及員は、農村女性の指導的助言者として生活に必要な知識技術の普及と啓蒙を通じ、地域社会教育を行った。また、こうした地域教育事業の土台となった「婦人グループ」は、幸福な地域社会建設を目指としたグループ活動を通じ、自主的農村女性育成という教育的機能を果たした。

一方、日本における生活改善普及事業は、アメリカの普及事業を下敷きにした農村の民主化事業で、国家と都道府県の協力・支援下で農村女性の自主性育成を目標とした指導啓蒙事業であった。その事業実行に当たった生活改良普及員は、衣食住の問題をはじめとした家庭生活全般の改善とあわせて女性の地位向上、農村民主化に寄与する普及教育活動を行った。また、生活改良普及員は生活改善グループを通じ、農村女性たちの自己成長や自己教育活動が可能になる教育的役割を果たした。

以上、両国における普及事業は、政府主導による国家事業として行われたという制約があるものの、事業の教育的方式を通じ、農村女性の自主性・協同性を培養する契機となった。その結果、両事業の共通点としては、農村女性の参加と活動に根ざした協同的な学びが実現され、それが地域社会教育の原動力となるという結果をもたらした。一方、両国における普及事業の参加対象については、アメリカの生活改善普及事業では地域ボランティアをはじめとする都市生活者・老人・男女青少年など、参加者の幅が広く、一般的な社会教育事業の性格が著しく見られた。また、両事業の主体については、日本の生活改善普及事業では国家主導型の行政一体化事業の傾向が強く見られ、普及活動における自主的性格が欠如していたと言える。

今後の課題としては、農村女性の教育機関における指導者養成課程を「生活」と「教育」視点にたって捉えなおし、その中で「自立性」を培養しようとした女性教育がどのように行われたのかを問うことが求められる。

注(1) 同事業は、農民自ら農業経営、農家生活の向上ができるように援助を目的として発足された国家事業で、

- 農業改良普及事業、生活改善普及事業、農村青少年事業の3大事業に構成されていた。
- (2) 佐藤寿一「アメリカの普及事業」『農業と経済』第27巻、第6号、昭和堂、1961年、pp.15-18。
- (3) 神戸正「アメリカの農業改良普及事業」『農業及園芸』第37巻、第8号、養賢堂、1962年、pp.22-29。
- (4) 本稿は事業の展開方式・普及職員の教育的な役割からみた両事業の類似点や相違点を比較検討する。
- (5) 前掲「アメリカの普及事業」『農業と経済』pp.22-23。原典は、E. W. Gabriel, *Your New York State Cooperative Extension Service*, Cornell Extension Bulletin961, 1959. 及び竹中久二雄『世界の農業支援システム』農山漁村文化協会、1994年、p.14。
- (6) Land grant Collegesは、教育機関の建設のために政府が無償で土地を払い下げ建てられた学校で、政府の積極的な支援を受けた。
- (7) 前掲『世界の農業支援システム』p.57。
- (8) Oliver A. Hall, *Home Economics: Careers and Homemaking*, Wiley, New York, c1958, p. 41. & Tate, Mildred Thurow, *Home Economics as a Profession*, McGraw-Hill, New York, 1961, p. 375.
- (9) 前掲『世界の農業支援システム』pp.66-67。
- (10) Branegan, Gladys Alee, *Home Economics Teacher Training Under the Smith-Hughes Act*, Columbia University, New York, 1929, pp. 29-30.
- (11) 前掲『世界の農業支援システム』p.67。
- (12) 宋海均『農村生活改善指導論』ソウル大学出版部、1984年、p.11。
- (13) 普及事業の監督官は、普及行政の直接担当者として、他部機関との連絡調整、普及事業経費の配分ならびに普及職員の身分、給与、任命などの人事と經理事務を担当する管理職員であった。前掲「アメリカの普及事業」『農業と経済』pp.24-25。
- (14) 普及専門技術員は、地区(County)における普及計画の樹立と実施の助言、普及員の研修・農民・普及員のための試験研究成果の伝達と、そのための情報資料の作成などを行った。同上。
- (15) 前掲「アメリカの農業改良普及事業」『農業及園芸』p.18。
- (16) 前掲「アメリカの普及事業」『農業と経済』p.27。
- (17) 前掲「アメリカの普及事業」『農業と経済』pp.27-29。
- (18) 前掲『世界の農業支援システム』p.68。
- (19) これは、農村女性を中心とした生活改善事業で、記録上の最初の改善事業は、愛知県知多郡常滑町(1913)で行われた普及事業がある。農業改良普及事業十周年記念事業協賛会『普及事業十年』農業改良普及事業十周年記念事業協賛会、1958年、p.9。
- (20) ブラウン案の目的は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき、有益かつ実用的な知識を得ることであった。
- (21) 全国農業改良普及協会『普及事業の五十年』協同農業普及事業五十周年記念誌、1998年、p.9。
- (22) "Op cit", *Home Economics as a Profession*, p.377.
- (23) 日本農業普及学会『農業普及事典』全国農業改良普及支援協会、2005年、p.31。
- (24) これは、「農家の生活改善計画普及に関する件」(1950. 25改局第145号 改良局長発知事宛) 内容の一部である。協同農業普及事業20周年記念会『協同農業普及事業旧法令通達集』協同農業普及事業20周年記念会、1968年、p.124。
- (25) 「生活改善に関する懇談会」は2回(1948, 1951)開催され、過去の生活改善事業についての反省と当面の問題点について懇談が行われた。
- (26) 前掲『協同農業普及事業旧法令通達集』p.126。
- (27) 全国農業改良普及協会『普及事業の三十年』全国農業改良普及協会、1978年、p.42。
- (28) 普及事業発足時、農業改良普及員と生活改良普及員との年度別の職員数からわかる。

区分	農業改良普及員（男性）					生活改良普及員（女性）				
	年度	1948	1949	1950	1951	1952	1948	1949	1950	1951
人数	5,454	6,912	9,394	10,625	11,074	155	262	689	804	964

資料—『これからの普及事業を考える』(1994)

- (29) 生活改良普及員が担当した村落の規模は、5ヶ町村以内で、農業改良普及員が担当した2ヶ町村より大きく、職員の数や仕事の量が農業改良普及員よりはるかに多かったといえる。
- (30) 協同農業普及事業20周年記念会『協同農業普及事業旧法令通達集』協同農業普及事業20周年記念会、1968年、p.127。
- (31) よりよい状態にする目標というのは農家の問題点とも言えるもので、「健康の維持」、「農家生活の合理的な運営」、「育児と家庭教育」、「家族関係の民主化」が定められた。『普及事業の五十年』p.79。
- (32) 女性たちの相互作用に刺激というのは、グループという組織への参加や活動を促し、相互交流や協同的な学びができるように役割を果たしたことである。